

国民年金保険料の納付が難しいときは

～**全額免除・一部免除、猶予**～

の制度があります

年金だより

お問い合わせ先

町民課

本庁 ☎ 55-2314

西庁 ☎ 62-2313

所得が少ないなど、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請手続きによって納付が『全額免除・一部免除（一部納付）』または『猶予』される制度があります。

猶予制度の対象は30歳未満でしたが、平成28年7月から対象が拡大され、50歳未満となりました。

『免除』や『猶予』の年度は7月から翌年6月までで、平成28年度分は平成28年7月から申請できます。

◎ 保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

※ 納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

◎ 受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納する）必要があります。

免除・猶予申請できる期間と審査の対象になる所得

年 度	免除・猶予の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成25年度分	平成26年6月（※）	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年7月～27年6月	平成25年中所得
平成27年度分	平成27年7月～28年6月	平成26年中所得
平成28年度分	平成28年7月～29年6月	平成27年中所得

※ 平成26年6月分（平成26年7月31日納期限）の免除申請ができるのは、平成28年7月31日までです。（保険料の納期限から2年1ヵ月前までさかのぼって申請ができます。）

申請時にご注意いただくこと

★ 年度毎に申請書の提出が必要です！

1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの1年度分ですので、複数年度の申請を希望される場合は年度毎に申請書の提出が必要です。

★ 過去の所得で審査します！

申請する年度に対応する前年所得（上の表のとおり）に基づき審査を行い、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

★ 過去に却下となった期間についても申請できる場合があります！

免除が却下となった後に、税の修正申告(または申告)により本人、配偶者または世帯主の所得が変わった(または確定した)場合や、免除が却下となった後に世帯の変更があった場合などです。